

第1回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」議事録

平成17年12月7日（水）

事務局

それでは、第1回武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会を開催致します。検討会の開始に当たりまして当庁国民保護防災部長の小林よりご挨拶申し上げます。

小林国民保護・防災部長

国民保護・防災部長の小林でございます。

本日は、お忙しい中「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様方には平素から消防行政につきまして、格別の御協力を賜っておりますことに対し、心より御礼申し上げます。

さて、国民保護につきましてですが、昨年9月に法律・政令の施行を受けまして国、地方ともその体制づくりに順調に取り組んでいるということでございまして、去る10月28日には、各省庁の国民保護計画が閣議で了承され、今年度中には各都道府県の国民保護計画が全都道府県で策定が完了する見込みとなっております。先日もテレビなどでやっておりましたが国と地方の共同の訓練等も重ねられ、実際の運用が円滑に行われるよう様々な検証を進められているところであります。

その中で国民保護法におきましては国民保護措置の一貫として武力攻撃事態等における安否情報の収集や回答の事務が法律で義務づけられたところであります。

国、地方公共団体、様々な武力攻撃事態等における国民保護措置の業務の中で安否情報の収集の確認、回答という膨大な事務を実施することが法律上求められているわけですが、安否情報については個人情報という非常にデリケートな問題を含んでいる。どうやって発表していくのか。回答していくのか。十分に留意した議論をいただいでつめていきたい。

私ども消防庁として国民の安全を守る部分につきまして知見は十分にあると考えておりますがこういうデリケートな問題にご出席の先生方にご意見をいただき十分に検討していただきたいと考えておりますので皆様の御意見をよろしく申し上げます。

事務局

次に本日ご出席の委員を紹介させていただきます。五十音順に紹介させていただきます。

厚生労働省社会援護局災害救助・救援室長 赤澤公省様

本日、赤澤が業務のため出席できませんので代理で城と申します。よろしく申し上げます。

読売新聞東京本社論説委員 飯田政之様

新潟県県民生活・環境部防災局危機管理防災課長 飯沼克英様

飯沼本日所用で、代理の田村でございます。

警察庁警備局警備企画課長 五十嵐邦雄様

日本放送協会気象・災害センター長 小嶋富男様

東日本電信電話株式会社 災害対策室長 東方幸雄様

時事通信社編集委員 中川和之様

兵庫県災害医療センター副センター長 中山伸一様

東京大学大学院 情報学環教授 廣井脩様

筑波大学法科大学院教授 藤原静雄様

中央大学大学院法務研究科教授 堀部政男様
尼崎市総務局総務部防災対策課長 南敏彦様
内閣官房安全保障・危機管理内閣参事官 宮地毅様
テレビ朝日報道局次長 角南源五様
そして当庁の国民保護・防災部防災課国民保護室長 青木信之
同国民保護・防災部防災課国民保護運用室長 大森丈義
オブザーバーとして内閣府政策統括官防災担当付災害応急対策担当参事官 小暮純也様
日本赤十字社国際部企画課長 中田晃様
なお、本日、慶應義塾大学総合政策学部教授 梶秀樹様は所用のため、ご欠席されております。

最後に事務局を努めます私坂越です。よろしく申し上げます。

続きまして、本検討会の座長を選出していただきます。どなたかご推薦していただきたいのですが。

田村委員代理

東京大学の廣井先生がいいと思います。

事務局

只今、東京大学廣井教授を推薦というお話がありましたが皆様いかがでしょうか。

(一同)

異議無し

事務局

それでは東京大学大学院廣井教授に本検討会の座長をお願いすることとしたいと思います。この際、座長を廣井先生にお願いしたいと思います。

廣井座長

進行役を務めさせていただきたいと思います。安否情報につきましては災害などでは昭和39年の新潟地震のあたりからおもに放送が役割を担っています。また、阪神大震災以降、通信の分野で災害用伝言ダイヤルあるいは災害用伝言板という形で安否情報を担っている。しかし、これはあくまでも民間であり、それぞれの公共の役割を担った企業が一種の被災者へのサービスを行っているというものでございます。

今回の武力攻撃事態における安否情報は法律で避難所に被災者、あるいは病院等における負傷者、死者、そういう武力攻撃事態における被災者の方々の安否について、国が責任を持って情報収集をして尚かつ家族等の問い合わせに答える。これは法律できめているわけです。ただ、その運用はどうするかという大きな問題があります。一つは、先程、小林部長から話があったように個人情報保護の問題をどうするかという問題があります。

避難所の被災者あるいは病院の負傷者、死者、これは病院や警察等から収集するわけですが、そういう人たちの安否を迅速に総務省で収集できるのかどうか、例えば病院からそういう情報をスムーズに受け取れるのかどうかというような実務的な問題があります。

もう1つは安否情報のその問い合わせに対する答え、どこまでの範囲の問い合わせに答え

るべきなのかこういう問題があります。そういう運用について能率的に、効率的に、有効な方法についてご議論をしていただきたいと思います。

検討会の期間を、2回、長くて3回と聞いておりますので議論の方もなるべく能率的にやっていきたいが、ここにいらっしゃる方は専門家の方ばかりですので専門的な見地からの意見をお願いします。

事務局

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。取材関係者の方はここで退席願いたいと存じます。

以降の進行につきましては、廣井座長にお願いしたいと思います。

廣井座長

これから議事に入らせて頂きます。事務局から本検討会の運用方法について、資料の2と3について説明をお願いします。

事務局

資料の2と3について説明させていただきます。

資料2の2ページは、本検討会の開催要領について書いております。

目的として地方公共団体の長及び総務大臣が行う安否情報の収集、整理、回答のありかた等の課題について有識者による専門的な検討を行うことを目的というふうに規定しております。あとは一般的な形で開催要領の中味を既定しております。

続きまして3ページの資料3をごらんいただきますと検討会の公開の議事の扱いについて素案を書いてあります。

国民保護に関しましては、既に国民保護懇談会というものもあるのですが、有事に関しましては国民保護懇談会における議事の公開の扱いと同じ扱いにするべきだと考えております。その内容が以下に書いてあります。(1)につきまして会議の資料について会議終了後、速やかに公表することを予定しております。(2) 議事要旨について、速やかに公表する。(3) 記者会見についての要望があれば会議終了後、行うことを予定しています。その他公表の方法ですが(4)として消防庁のホームページに掲載することにより公表する方向でやりたいと考えております。

廣井座長

この運用方法ですけれども、事務局案でいかがでしょうか。今の話ですと国民保護懇談会と同じ形で運用していきたいということで公表するということがよろしいでしょうか。

青木委員

議事要旨についてはコンパクトにまとめて、委員の先生方が発言された内容について議事要旨は名前を伏せて発表するというので、ご了解願いたい。そういうことでございますがよろしいでしょうか。要旨をもって代えられる程度ということで。

角南委員

名前を伏せておくという意味合いは、何でしょうか

青木委員

一般的に誰々さんが言ったということになりますと、委員の先生すべてに確認するということが必要ですが、そこまでしないで、記者にリリースしようと思えば、発言はこれでいいかということをチェックするのが難しい。消防庁内の検討会でも国のいろんな検討会でもそのようなパターンが多いかと思いますが個人名を書かれるのであれば、正確に書かなければならないとなると議事録の公表ということが難しくなって事後、議事録として整理して委員の先生方の了解が得られた上で公表する段取りになる。

角南委員

ただ、先程、要旨をまとめた形で公表するとなると、発言の趣旨がちょっと伝わってるか、伝わってないかをどのように確認するのか。

青木委員

できれば任せていただきたいなと思ったのですが、確認が必要であれば、委員の先生方に確認を頂いた後に公表ということになります。

廣井座長

最近では、少なくとも私の関係している委員会は、議事要旨はホームページにのせて、議事録については個人名を付けて委員の先生方に、これでよろしいかと問い合わせをして返答をもらって公表する。

角南委員

正確性を期するためにはその方がよいのではないのでしょうか。

青木委員

そのままがいいのですが、議事要旨の方は名前を伏せて、議事録は時間がかかってもかまいませんので廣井先生のいうように個人名を入れた上で先生方に了解を得られた上で、確認をして残す。という形で委員の方はいかがでしょうか。

議事要旨と議事録を両方を書く。議事録は委員の方の名前を出して確認をいただくということよろしいですか。

中川委員

国民保護のことだけでなく、いろいろな災害における対応に関係するのではと思いますができれば名前を残していただきたいと思いますが、ご面倒でなければあとで委員の皆さんの了解をいただいて残す。

廣井座長

国と地方公共団体の職員はどうですか。

名前が出ると言いにくいな、ということはないですか。

田村委員代理

新潟県でございますが、議事録の名前を出すということについて特にございません。

廣井座長

そうしていただきますか。手続き上事務局の方で時間がかかりますが。

では、そういうこととさせていただきます。

これからいよいよ中身の方に入っていきますが、まず安否情報の法制度、それから現状の実態について事務局から総括的な説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、資料の4ページから41ページまでを簡単にご説明したいと思います。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。

安否情報制度の概要につきましてまとめたペーパーでございます。本検討会における検討事項 安否情報について個人情報保護を踏まえつつ、どのような回答制度・運用とするかということが検討事項になると考えています。

2 法律上の位置付けがありますが、実際の条文を見ていただきますとわかりやすいので参考資料の別冊の安否情報の関連法令・通知集に添って説明させていただきたいと思います。その通知集の1ページ目をごらん頂きますとジュネーブ条約の条文がのっています。今回、国民保護法におきました安否情報の事務が規定されましたのは1つの要因としてジュネーブ条約におきまして戦争があった場合の紛争当事国や赤十字社につきまして、家族がその近親者の運命を知る権利に基づいて安否情報を集めるようにと規定されていることから、この条約上の義務を履行するために法律上も条文がはいったのではないかとというのが1つの要因と思います。

続きまして2ページをごらん頂きたいと存じます。参考2で国民保護法の規定がされています。国民保護法上、3条が用意されておりまして、94条におきましては市町村長の安否情報の収集について書いておりまして、市町村長は、避難民、死亡者、負傷者特にこの3つを特だしましてこの安否情報について収集、整理、都道府県への報告をなさいと義務づけて書いてあります。それを受けまして2項としまして都道府県知事が総務大臣に対して報告をなさいとありまして、3項としまして安否情報を保有する関係機関はその安否情報の収集に協力するような努力義務規定が書かれています。

続きまして95条ですが、これを受けまして集めた情報につきまして、総務大臣と地方公共団体の長に対しまして義務づけ、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならないというふうに書いてあります。

また、回答に際しまして、2項において個人の情報の保護に十分留意しなければならないと規定されています。

この94条と95条の関係を見ていただきますと95条の照会があったときの回答に対する前提として94条の情報収集の条文が構成されているということです。

また、95条について照会に対する回答をしなければならないという文言で規定されている

ということになります。

続きまして、96条は外国人に対する安否情報が規定されておりまして、日本赤十字社が総務大臣や地方公共団体の長が保有する情報を共有して外国人に対して日本赤十字社が回答するというようになっております。

続きまして、3ページ参考3を見ていただきたいと思います。

省令や政令の規定がありますが、まだ、実際の運用イメージとして具体的なところが規定されていないところで概要が概括的に規定されているところであります。

現行の政令において特に26条におきまして提供のことが定められているところですが、26条は住民基本台帳や戸籍法の条文をモデルにしながら原則公開としながら文言が規定されています。

後から出てきますが、住民基本台帳、戸籍法も当該条文の部分、関連部分についても原則公開の考え方から原則非公開にするという方向で現在、検討会の報告書がでている状況でございます。

続きまして、4ページ参考4をごらんください。こちらは政令の条文につきまして列記してあります。23条におきまして、情報収集の対象条文が規定されています。4情報、氏名、生年月日、男女の別、住所、戸籍、第6号として個人を識別するための情報、第2項の1号、2号、3号として居所、負傷や疾病の状況、連絡先等々が規定されております。

続きまして、5ページをごらん頂きたいと存じます。

政令の第25条におきまして安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により安否情報を集めるようにと規定されています。

この条文に基づきまして住民基本台帳の活用、市町村内における活用や警察や医療機関からの情報提供等を受けることができると考えておりまして、個人情報保護法上の法令に基づく場合として、こちらの規定が特別法になると考えております。

続きまして6ページをごらんいただきますと26条におきまして安否情報の提供について定められているところですが、先程も申しましたように、まだ、詳細まで規定できていないところがございます。なお詳細につきましては4項におきまして省令で定めていくというように規定されているところであります。

続きまして7ページ以降は省令の中身をのせているものでございます。

11ページの参考の6でございますが、国民保護につきましては以上の法律に基づきまして閣議決定で国民保護の基本指針というものが去る3月に閣議決定されたものがあります。

こちらの規定を見ますと上から二つめの○ですが、安否情報につきまして個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うと規定されています。

3つ目の○では、安否情報につきましては効率的なシステムの検討を行うと規定されていま

す。

安否情報と申しましても非常に膨大な業務になりますもので、システムの構築ぬきではなかなか実際問題、物理的に不可能であるのではないかと考え方からこのような閣議決定が記述されているものでございます。

従来の政令の議論は、システムがまだできていないという前提で議論されていたわけではありますが、現在のところ、来年度の予算におきましてシステムを開発しまして、19年4月からシステムの運用を始めたいと当方で考えているところでございます。

システム稼働後におきまして、これまで考えてきた運用も変更する必要があると考えております。

続きまして、(1)の①の2つ目の○のアンダーラインのところだけご説明させていただきます。関係機関、避難施設や医療機関に收容された人の安否情報を収集するようにしなさいと、また他の執行機関につきましては、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、情報の収集に協力しなさいと規定されています。

関係機関の協力につきまして、指定行政機関も協力義務が書いてありまして、指定公共機関、医療機関、私立学校についても協力するよう規定されています。

続きまして、13ページをごらん頂きたいと思っております。

個人情報保護法の重要な情報を抜粋しています。そこでは法令に基づく場合を除いて、個人情報を提供してはならないと第8条第1項に書かれていますが、国民保護法や先ほどの施行令が特別法の関係に該当しようかと考えております。

第8条1号におきましては、個人情報の基本的な考え方としまして、提供してはならない例外として本人の同意が有る場合提供することができるというのが大原則となっております。また2号、特に3号におきましては他の行政機関が行政側が情報を提供する場合においては、法令に定める業務を遂行する上で、必要な限度では提供することができるというふうに規定されています。

続きまして、14ページの参考8をごらんになりますと情報公開法をのせてあります。

情報公開法は、行政情報につきまして基本的には公開するという原則を定めた法律ですが例外事項として個人に関する情報ということで、特定の個人を識別することができるものは、公開の例外になっているという扱いになっています。

続きまして15ページの参考9をご覧いただきますと住民基本台帳の原則公開の閲覧制度に関する検討会が総務省で開かれておりまして、堀部委員が座長で最終報告書が去る10月に出されたところでありますが、そちらの抜粋・関連部分の抜粋をのせているところでございまして公開原則の見直し、原則非公開という意見がありまして、閲覧できる目的と主体を限定するとそういう方向で個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきと考えているとされています。

最後に16ページには、戸籍法におきましても原則公開から原則非公開の考えをもとに個人に関する情報を保護する観点から去る10月に法制審議会から諮問されたものです。

以上が法制度の概括でありまして、先程の資料4ページにもどっていただきたいと思います。以上で2、3、4、5までの説明をさせていただきました。

続きまして、5ページにおきまして現在の都道府県の準備状況等について、我々の準備作業のスケジュールについてご説明申し上げたいと思います。

①としまして、先ほど申し上げましたが、現行の詳細までは規定されておらず、詳細は今後の要検討事項の位置づけに現在なっています。

③としまして、今年度、都道府県は国民保護計画を策定するということになっておりまして、都道府県は体制づくりを進めているところでありますが、安否情報関係につきましては、国側の検討待ちの状況というふうに聞いております。

また、市町村におきましては、来年度に国民保護計画を策定という予定となっております。その市町村の国民保護計画の策定にあたり、④に消防庁としてモデル計画というものを策定して、できれば来年1月中に地方公共団体に通知したいと考えておりまして

そのモデル計画の中では、安否情報の収集・提供等に関しまして、できる限り本検討会 の議論を踏まえて盛り込みたいと考えております。

⑤ としまして、安否システムについて書かれています。

続きまして7の過去の安否情報提供に関する事例を過去の報道から抜粋しておりますのでご説明申し上げますと、スマトラ島の時の死傷者の外務省の発表は、遺族同意者のみ死者42人のうち4人だけ発表していると聞いており報道されております。

6ページは尼崎の事故の際は、病院はどのような扱いになったかということですが、病院ごとに対応が異なりまして、関西労災病院は同意者のみ公表、他大手4病院は同意なしで公表と報道されております。

また、兵庫県警の扱いは、遺族の了解の死者のみ実名発表が基本であると報道されています。JR東日本では非公表、東京メトロ、全日空、日本航空は非公表ということで報道されているということです。

続きまして、8.で中央団体からのヒアリング等を聞いたところ安否情報の収集提供に関して実際過去弊害があったかと聞いたところ、以下のような事例があったということを把握しています。空き巣、振り込め詐欺、ボランティアを偽った高齢者宅の情報収集があったと聞いているところでもあります。

続きまして、安否情報のニーズで9.で一体、どれくらいの安否情報があるのかということをお過去の災害の経験則上、どのようなものであったかということをおまとめてあります。

①としまして、地震発生直後、家族の安否情報を知りたい者は非常に多く、5割～7割ぐらいの統計値である。ただし、地震から1週間ぐらいたったらニーズが少なくなり、3割ぐらいたったということが経験則上とわかっております。

また、安否情報の照会、特に災害伝言ダイヤル等の受付件数等を見ますと、ピークは被災後、3から5時間後であり、3日目以降から照会件数は大幅に減少ということが判明してお

ります。

以上のことを数的に表したのが7ページ、8ページとなっております。

8ページにおきましても過去いろいろな調査がされておきまして、安否情報のニーズがいかに高いか、統計的に表れておりますが、ここで1点注意が必要なのは、家族知人からの安否ということについて非常にニーズが高い。第三者でなくて家族、親戚、知人の安否というニーズが統計的に表れているということです。

9ページがその安否情報のニーズの受付件数の推移イメージがほしい、いろんな資料からこれくらいの流れになるのではないかとということをもとめております。ほしい、初日が高く徐々に減っていく。昼間は高く夜は高くないというような感じでだんだん縮小していくのかなあとイメージしております。

なお、その下のところに阪神淡路大震災の際に通信状態がどうだったかということが書いておりますが、安否情報のために全国から神戸に電話が非常に多くて平常時より20倍ぐらい電話が多かったということで、そのこともありまして、輻輳状態はよく月曜日の23日まで大体、6日間ぐらい続いたというふうに聞いているところでございます。最初の4日間は、特に電話の輻輳についてつながらないということでひどかったということを知っております。

続きまして、10ページ資料6ですが、地方団体の安否情報の実態につきまして、先日最近、大きな災害があった地方団体に特化しましてまとめたアンケート調査でございます。

非常に示唆に富む内容ですが、時間の問題もありますのでごく簡単にご説明申し上げます。

1番目でどこから安否情報を収集しているかについて避難所から収集しているのが圧倒的に多く、医療機関から収集しているのはごくわずかという状況であります。

2番目は、避難者名簿は作成している団体が大多数となっております。1つの要因は安否確認も兼ねて安否情報を収集しているという団体が非常に多かったように思われます。

提供、回答だけではなくて安否確認という残留者確認という意味で避難者名簿を作成している団体が多いように感じます。

3番目としまして避難者情報の収集項目にどんなものを集めているのが多いかと申しますと住所、氏名、性別、生年月日という4情報が多い訳ですが、公表、閲覧の可否、網掛け部分を中心に説明しますが、公表、閲覧の可否の部分も集めている団体もそれなりにあったという結果がでております。

4番目ですが避難所名簿作成方法ですが、職員が記入する方法や本人が記入する方法が半々であったという状況です。

5・6としまして、様式を配布・回収する人はどういう人だったかと申し上げますとやはり、個人情報ですので常勤の公務員が多くなっていました。また、ボランティアを活用している団体も一部にありました。

7番目としまして、避難所での様式の整理はどうしていたかということ、意外ですが、パソコン入力をしてたというのが結構、ありました。また、紙に書き写し整理している団体もありました。

8番目としまして役場までの通信形態は電話、FAXという団体が半々ありました。役場での情報整理の方法は、パソコンに入力している団体がありました。

また、10番目で整理後の情報管理の方法ですが、避難所ごとに情報を持っている団体と役場ごとに情報を持っている団体がございまして、避難所ごとに情報を持っている団体は避難所が安否情報の照会に回答するようなスキームが多かったということがあります。

11番目としまして安否情報の整理に利用するものについては、すでに多くの団体で住民基本台帳や要援護者リスト、外国人登録原票等を活用して安否情報の整理をしているところが多くございました。

また、更新の頻度ですが、大体1日1回くらいが限度か、という声が多くありました。続きまして、11ページの13番目として、1避難所について大体公務員が何名いるかということについては、大体2名位というところが多くありました。また、14番目としては、ボランティアをどれくらい活用しているかについては、活用していない団体も多くありましたが、自治会等を活用しているところも一定程度ありました。

避難所の入退所管理は、各自で職員に報告して、というところでありました。16番目の避難者情報を回答する者については、役場ごと避難所ごとというのが大体半々でした。17番目については、提供については、本人から了解を得ているかということについては、得ている団体が結構ありましたが、得ていないところも半分ありました。

照会者の本人確認をしているかにつきまして、確認をしていないところも多くありました。一定程度確認しているところもありました。

確認の際に、その確認の内容については、4情報が基本であったと感じられます。

20番目としては、回答の基準については、基準がないのが大半でありました。

回答方法は、大体受付は、大半が電話であることがわかり、一定程度はFAXもありました。

直接窓口で確認している面談方式は非常に少ない3団体ほどでした。

安否情報のシステムを持っているところは大体5団体で、0ではなく一定程度もっており、整備中のところもあり、一定程度持っているところがあるという状況でありました。

システムの運用実績はなかなかなく、大災害が中々ないということも理由と思われれます。

また、マスコミへの報道発表ですが、公開の同意を得ている者のみ回答する団体も多く、原則非公表もあり、確認せずすべて公表するところもありました。

報道発表についての項目は4情報が多くありました。

トラブル例は特に報告がありません。以上が状況でございます。

ずっととばしまして、18ページに地方団体が実際にどのようなハードで個人から避難所において情報を集めているかということイメージしていただくために実際のサンプルを付けさせていただきました。

⑨としまして安否の問い合わせがあった際に住所・氏名を答えていいか、はいかいいえに○を打ってもらうようになっております。

19ページを見ていただくと、同様に最後に利用していいか○を付けるようにしているところもあります、

20ページも同様です。

21ページと22ページでは、同意を取る余裕のないと考える団体は、住所・氏名・性別・生年月日も併せて皆さんに記入していただいて避難者カードを作っていた団体もありました。

続きまして24ページで実際に安否システムが作られた場合、どのようなシステムになるかというイメージをもっといただくためにポンチ絵を付けさせていただいております。24ページの横長の表をご覧ください。これを見ていただきますと我々考えておりますのは安否情報の収集先は、大原則として避難所から避難者の情報、病院から負傷者の情報、警察から死者の情報という3つの災害の大原則情報収集先かなと考えております。

その際に、病院、警察におきましては、病院、警察、都道府県、市町村から安否情報システム、消防庁にのみサーバをおきまして、そこに設けられたシステムのサーバ内にそれぞれ直接安否情報を入力するという仕組みであります。各市町村は各市町村の領域をもっています。和歌山市なら和歌山市の領域、岩出町なら岩出町の領域というスキーム、その領域内にそれぞれ入力していく。それぞれ市町村や都道府県が入力しますとそれぞれがすべてまとまっていきまして、重複が排除され瞬時に全国データが作成されます。それぞれが集めた情報を元に回答する責務がある市町村、都道府県、消防庁にフィードバックされます。市町村、都道府県、消防庁どこに電話しても、同じ安否情報が回答してもらえるという仕組みでございます。情報セキュリティ対策は万全を期す必要があります。吹き出しに書いてございますが、いろいろな対策を次のページに特に書いてありまして、個人認証のパスワードやVPNの仮想専用回線を設けたり、ファイアウォールを設定したり工夫しまして、万全のセキュリティを講ずる予定でございます。次のページにシステムへ実際の入力等に関しまして、技術的に必要な処理を記載しております。

続きまして、27ページをご覧くださいと 現在安否情報と申しまして、先程座長からお話があったように、いろいろ仕組みがあります。それらを比較した資料でございます。NHKの安否放送も有名でございますが、こちらにつきましては、被災者から「誰々さん安否は大丈夫でしょうか」という情報が多くございまして、「私は大丈夫です」という無事情報は比率的には非常に少ないということがよく指摘されているところでございます。あとは、今のデメリットに加えて、いたずら等や個人の保護に限界があるとよくいわれているところである。それから、固定電話のNTTの171、これもよく使われているところですが、メッセージを30秒位録音できる仕組みで、暗証番号を入力することによりメッセージを聞くことができるという仕組みで、中越地震のときは35万件くらいアクセスがあったところがあります。関係者同士であらかじめ暗証番号を定めておかなければならないところが難しいという欠点も一部にございます。続きまして、NTTドコモ、これも最近よく使われている仕組みであります。中越地震で24万件アクセスがありましたが、iモードを使ったことのない人や高齢者が使いにくいという欠点もあります。それから最後にインターネットのIAAシステムというものもありますが、こちらは被災者の名前を知っていれば、だれでも本人確認なしに情報を検索できるという仕組みですが、一方で簡単に情報が入手できますので、本人確認もないので被災者の名前だけで検索できる安易に個人情報を知られてしまう欠点もあり、アクセス件数は、8万件で一定程度の、あまりそれほど普及している状況ではないところです。以上が民間のシステムの仕組みでございまして、総じていえるのは、一つのデメリットとしては、安情報については集まるが、否情報、負傷者や死者の情報については集まりにくいということがあります。

続きまして1枚とばしまして、29ページをご覧くださいと安否情報の沿革がかいてあり

ますが、詳細は割愛させていただいて、阪神の時はどういう状況であったかというところを見ていただきますと、NHK安否放送が長時間放送されました。

しかしながら受付総数全部を放送することが物理的に不可能であった、また被災者からの安否、無事情報は全体の3%程度で被災者への安否問い合わせがほとんどであった。

つづいて、30ページに阪神淡路の詳細をまとめています、この趣旨は中越地震では避難所に入った避難者は、10万人と言われておりまして、阪神淡路のときは30万人といわれています。武力攻撃事態の場合にどれくらい避難者がでるか、どれくらいの規模になるかケースバイケースでわからないところがありますが、大規模なものとしては、阪神淡路が参考になるのではないかと思います、この資料を付けております。阪神淡路のときに、①では安否確認を皆さんどうやってやったか、①でまとめていますが 基本的には大半の人は電話で本人に確認していた状況にあります。4つめに親戚知人から間接的に聞いたというののもかなりありました。マスメディアを通してというのは統計的には少ないようであります。②で、あまり関係ないですが、親戚知人から間接的にという意味で同様の仕組みをアメリカカリフォルニア州では所有しているのは知っています。③で、NHKの安否情報の受付件数は、最初の4日間、電話の輻輳が大きく、受付件数が大きかったという結果がでております。④の家庭の電話の通じたかどうかはだいたい半々の状況でした。⑤としまして、公衆電話はかなり通じていたと言う結果がでております。これは、公衆電話は災害時優先電話という扱いなので、かなり通じた、これは公衆電話は災害時優先電話という扱いを受けておりまして、こういう結果が出ております。地震の際の通信の輻輳状態ですが、阪神淡路大震災のときは6日間輻輳したといわれております。同じように50倍通話があった中越地震のときは、最初の6時間だけ輻輳した。その理由につきましては時間が経て携帯電話の保有台数が増えて、中越地震は山間部で起きた状況が考えられる。

続きまして、31ページ32ページについては、中越地震、宮城県地震、阪神淡路の輻輳状態がどうであったかまとめてありますが、だいたい阪神淡路に比べると大分改善されている結果がでております。

続きまして33ページをご覧くださいますと負傷者情報と死者情報について、現在どのような状況かまとめております。負傷者情報については、病院におきまして把握されるわけですが、基本的には、どこの病院も様式は任意であるが、患者リストを作成していることが一般的であることが調査ではでております。死者情報については警察が発表していることが大半と承知をしています。

34ページはとぼさせていただきますと、35ページ以降は海外事例を付けさせていただいておりますが、一言で申し上げますとOECDの8原則が世界の個人情報保護の法制度を標準的にするために1980年に設けられたこの原則があるわけですが、これに則って各国とも個別法を作っているところもあり、非常に日本の法制度と似ているところが多いなあと印象を受けています。

36ページ以降各国の制度内容が出ておりますが、基本的に原則的には第三者に提供されないが、本人の同意があったり、法律に規定があればOKというようなスキームが一般的であります。ケースバイケースで、公益上の必要性で、本人の同意が無くても出さなければいけないことがあるということが、オーストラリア法やカナダ法等において規定されておりまして、実際の安否情報の確認におきまして、なかなか難しい限界事例があったという事例が出ています。

最後に41ページをご覧くださいますと、過去、阪神淡路をふまえて、大規模地震の安否

情報についてどのようにやるべきかの検討会の報告が平成10年に出ておりまして、今申し上げたような中身で報告書が大体作られておりまして、行政側は否情報を中心にやるべき、安情報は個人対個人でやるのが基本であり、普段から情報連絡ルートを把握しておいたり、遠隔地にいる親戚にみんな電話するような取り次ぎ方式を確認しておくことが記載されているところであります。

以上すいません、長くなりましたが、安否情報制度の実態について、ご説明申し上げました。

廣井座長

いろいろ説明されましたけど何かご質問かご意見がありますでしょうか。

いろんなポイントがたとえば市町村が安否情報を収集するということですが、この市町村が、都道府県に伝えてそれを総務大臣に伝える、ということなのですが、大混乱の中でどのくらい能率的に伝えていくか、技術的な問題があると思います。これも議論されるかと思いますが、それから個人情報の保護に十分配慮するというような規定がありますけれども、個人情報保護制度との関係をどうするかというような問題があります。それからもう一つは、情報公開法との関わりで、こちらの方は、個人情報は原則非開示ということですが、これとの関わりをどうするかとか、それから、問い合わせですね、照会に対して回答しなければならないですが、その照会者の範囲をどの程度にするのか、家族を含むのか、マスコミを含むのか、どうするかという問題もあります。そんなことを、議論することになります。この前提として今いろんな解説をしていただきました。

飯田委員

今回の資料説明で、役に立てるわけではないのですが、一言言っておきたいのですが、5ページ、6ページの過去の安否情報に関する事例についてですが、たとえば大きな問題になりました尼崎の事故の話がありますが、これはまだ個人情報保護法が施行間もない頃でありまして、まあいわゆる過剰反応といいますか、個人情報であろうと、今までとおり、生命身体または財産を守るため、必要な場合であって、本人の同意によることが困難である時は、第三者に提供することは認めているものでありまして、厚生労働省はこの事件を期に、Q&Aを見直したという結果になりました。こういう過剰反応のケースばかり並べられて、今の流れはこうですよ、と受け取られては困るので、今後整理していきたいと思います。それからこの法律の資料集というまとめた方もありますが、たとえば住民基本台帳の基本制度の検討会の報告書 公開の原則を見直し原則非公開するという結論になっておりますけれども、これは結論ではなくて、そういう意見があったということで原則非公開で一致したということではありません。基本的にはやはり従来通り、公益性の高いものについては認めていこう、いわば制限付きで公開していこうということでありまして、今の説明だと非公開になっていくのだという危惧を持ちました。

廣井座長

ありがとうございました。

堀部委員

今のお話をお聞きして、いくつか感じたことがあります。第1は、安否情報システムとい

うのは、どういうものになるのかということ、まずは収集・提供のことを念頭に置いているのではないかと思います。伺いながら住民基本台帳ネットワークシステムを連想したのですけれども、住民基本台帳システムの場合には全国民の4情報ですが、この場合には災害にあった人たちの安否情報ということになります。ミニチュア版の感じがしまして、それができることによって迅速に収集し、また提供もできるとこういうことになるのではないかと思います。それをただどういう風に構築するのかということですが、いろいろ法令上の収集・提供の規定との関係が出てきます。これは第2のポイントになるのですが、いま飯田委員がいわれた、尼崎の事故などは、個人情報保護法の23条の場合で、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるときには本人の同意無しに出せます。しかし、病院等では個人情報保護法が気になって提供できなかった、JRについてもそういうことがあったというのは、当時マスコミから取材をうけて感じました。今回の場合には、法令に基づくものですので、これとはかなり性格が違うものだとみてもいいのではないかと思います。それから第3に、この閣議決定で報道の自由への配慮について出てくるのですが、まずその配慮の部分がどういう形でできるのかというのが、問題になります。住民基本台帳法の閲覧制度と同じように、請求目的を明らかにということになりますと、メディアへの対応はおそらくすぐにはできない。ですから、尼崎でも問題になっている、メディアとしては、すぐにでも病院に入院した人、それを報道したい、あるいは死者の場合、遺族なり家族に取材をしてどういう状況だったかということ伝えたい、ところが病院も出さない、警察も出さない、あるいは尼崎市も出さないということで、メディアは取材・報道できないという状況になりました。それとの関係で思い出すのは、スマトラ地震の時に外務省がさきほどもありましたように4人しか出さなかった、それについて新聞界が問題にしたということなどもあって、そのあたりがどうなるのかということが、今のところは、伺っての感想です。そのあたりが、この検討会でもどういう風に考えられるのか、問題になると思いました。それ以外に廣井座長がまとめられた点はそれぞれ問題としてありますのでそれらを検討するのかと感じました。

廣井座長

ありがとうございます。貴重な意見をいただきました。

そのほかのご意見は

藤原委員

全体的な感想ということで、一言だけ申し上げます。今のお二方の意見を聞いて思ったのですが、武力攻撃事態等における安否情報とっていますが、この「等」というのはどこまでいっているのかともかくとして、ここでかかっている状況と今までの災害の現地状況が一緒なのかどうか。ここでの問題は行政機関が安否情報を、という話が主だと思いますので、個人情報の保護に配慮する場合にも、民間、行政機関、地方公共団体では、我が国の場合、それぞれ個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、条例とちがいますし、それが錯綜する場合がありますが、本件における情報の流れを確認するようになったほうがいいのかと感じがいたします。2番目は一般的なことですが、技術的には携帯による安否情報確認も有力なのですが、今回のシステムがどうなるかにも関わるとは思いますけれども、この法律が発動されるような場合における本人確認は確かに難しいと感じます。システムにそれをどう取りこむのかなと言う気がいたします。

廣井座長

ありがとうございました。
では中川さん。

中川委員

まず、阪神の事例の紹介がありましたが、阪神時の安否情報というのは、朝でしたから家族の皆さんが一緒にいたというのが前提だったので、たぶんこれが日中だったら数字が違っていたと思います。それから安否情報収集、公表についての弊害事例と書いてあるのですが、私も一件一件あたった訳ではないのですが、聞いたところではDV夫から逃げてきた家族の話、借金取り等からの問い合わせ等避難所の受付のところで問い合わせがあったという、そんなことも聞いております。実際、避難所台帳をどうやって公開しようかという議論が、いろんな避難所でありました。避難所でボランティアが入力していましたし、ある自治体では公開の本人了解を取っていない避難所台帳を情報ボランティアにお願いしてホームページに一時公開して、関係者に指摘されて、それからホームページからおろすということもありましたが、その結果で何らかの被害があったかはわかりません。資料6のアンケートで、避難所で避難所名簿を作成しているかという話は、さきほど安否情報関係で作っているのではという説明がありました。私は飯田委員とかマスコミの立場で申し上げるというよりは、災害情報とか災害救援にボランティアに関わったこともあって、そちらの側から申し上げると、避難所名簿をなぜ作るのかというと、避難所に何人の人がいて食事やどんな物資が必要なのかということ把握するために必要であって、どうしても作成しないと事が進まない。名簿なりなんなりは、人数的な把握もあって、それが必ずしも安否情報のためではないのではないかと解釈を述べておきたい。また議論のところで考えがありますので申し上げます。

廣井座長

阪神の時には、外部からの問い合わせの対応は名簿にそってやったのか。

中川委員

避難所ごとの判断だったと思います。問い合わせがあったときにどういう対応するのか困ったという風に聞いております。

角南委員

テレビ朝日の角南です。説明の全体を伺いまして、個人情報保護法のなかで今回の公開の方向に進んでいるという雰囲気を受けたのですが、一番重要なことは大規模ということになりますので 国民の公益性をどこまで優先するか、どこまで国民の利益に答えるか、そういうところを主眼におかないといけないと思います。その中で個人情報法との向き合い方、その中でどうやっていくかということ、僕は工夫だと思うんですね。どうやったら公益性あるものに、国民に伝えていくことができるか、やはりその工夫を議論すべきであると思います。例えば4情報という単なる判断一つのくくりで生年月日と言いますが、これは生年月日として必要であるのではなくて、歳・年齢で十分でないか。そういうのがひとつ工夫していくことによって国民の利益に答えていくような、そういう議論をやりたいなと感じました。

廣井座長

ありがとうございました。

今のご意見は、もうこれから議論する論点の方に入ってるような感じもしまして、この委員会で検討を行うべき論点について、ご説明いただいて先ほどの議論を深めていきたいと思えます。

青木委員

その前に議論の前提部分に関してだけ2点ほど。藤原委員さんのお話にもあったのですが、武力攻撃事態等の「等」はですね、大規模テロとして武力攻撃事態と同様に国民保護法上の取扱いしなければいけないような事態という意味です。従いまして自然災害時の事等を想定しているものでは全くありません。それが前提です。それから法律上のことに関しては、確認のことになりますが、資料の中の4ページの3にありましたように、あくまでも国民保護法という特別法ですべての枠内の話になりますので、従って他の法からみると特別法としてぬかれている中に95条2項に国民保護法上も個人情報に十分留意するものとしており、従って法の中でのバランスと言うことになって、ただいろんな施策ですね、行政の施策との個人情報も含めたバランス上のことを考えなければならない。法的な位置づけはこうした前提でご理解いただければと思います。

事務局

資料16、42ページをごらんいただきたいと思えます。事前に資料を送付させていただいておりますので、ごく簡単に論点は説明させていただきたいと思えます。論点1は、先程のような民間事業者の役割もある中で、行政側としてどこまで安否情報のニーズがあるのかということでありまして。と申しますのは、国民保護の基本指針にもかかれておりますが、避難とか救援とかのメインの業務がございますので、それをやった上で、一定の限界があるけれど、緊急性・必要性をふまえて、安否情報の収集・提供の事務をやればよいという風な、すでに規定されているところでありまして、行政側はどこに力点を置こうかと考える必要がございます。これにつきましては、安情報につきましては、輻輳後には携帯電話で基本的に連絡しあうのが普通ではないか、また民間サービスも先ほどのように大幅にあることから、基本的には安情報ニーズが高くないのではないかと。一方で、行政側には否情報のニーズが格段に高いのではないかと考えるところでありまして、行政側はどこに力点を置こうかと考える必要がございます。これにつきましては、安情報につきましては、輻輳後には携帯電話で基本的に連絡しあうのが普通ではないか、また民間サービスも先ほどのように大幅にあることから、基本的には安情報ニーズが高くないのではないかと。一方で、行政側には否情報のニーズが格段に高いのではないかと考えるところでありまして。

論点2につきましては、情報の開示につきましては本人の同意を基準とするか否かという皆様に意見をいただきました論点でございまして、③にありますように、公益上の必要性和プライバシーの保護との兼ね合いということが非常に難しい問題であります。特に事態当初の混乱期のような混乱時での情報提供では公益上の必要性が高い場合があるのではないかと、ということも過去の経験則上もそういう場合が多かったことも承知しているところでありまして。

論点3は、安否情報の回答の対象者をどこまでと考えるのか、ということでありまして、家族や親戚、知人、それ以外の第三者とで扱いに差を設けるかどうかでございまして。過去の統計上は、家族・知人に対する安否情報に対するニーズが高く、それ以外の第三者になると、そこには温度差があるということであって、法律上の要件を満たす場合には家族知人にしっかりと情報提供すればそれでいいのか、それともそれ以外の方に知らせることも非常に重要なのかどうか、いろいろ考える必要があろうかと考えているところであります。②として家族の

範囲をどこまでとするのか、また家族ではなく、同居者に対して別途考えていく必要があるのかどうかという論点でございます。また⑤としまして家族への情報提供が十分である場合には、不特定多数の方への公表の公益上の必要性が低くなるのかどうかということもあろうかと考えております。

論点4としては、仮に本人の同意をとることを基本にした場合に初めて浮上する論点になることではございますが、本人の同意をとることができないような人も中にはいると思います。こういう情報の安否情報のニーズが非常に高いのですが、病院の負傷者の意識不明者とか重傷者、また病院が混乱していちいち確認がとれないような人たちの安否情報についてどうするのか、ということ論点があります。これにつきましては、先程も飯田委員からもご紹介がありました。厚生労働省のガイドライン、尼崎事故以降示されていまして意識不明、家族と連絡が付かなくて報道機関に公表することにより、家族と連絡できると判断できる場合には、情報提供することが可能という基準が示されているところであります。この場合、どれくらいの期間継続をすれば公表できるのかということも悩むところでもあります。

論点5としまして、死者の情報、これは警察の話になりますが、次に死者の情報、これは警察からいただく情報になりますが、死者の安否情報の扱いも死者以外の方と同様でいいのかどうかということも論点になります。また仮に本人の同意をかませる場合には、遺族の同意をもって行うのか、その場合には、遺族の範囲はどうなるのか。それから、同じように身元不明状態が一定期間継続する場合には、公益上の必要性がどうなって、同意なく公表する必要性がでてくるのかどうかという論点でございます。

論点6ですが、今までの論点の再掲でございますが、⑤としまして、公益上の必要性を判断しなくてはいけない場合が多く出てきます。回答者として、先ほど説明しましたが、国、都道府県、市町村の3者が出てきます。従いまして、回答者が複数ルート存在しますので公益性の必要性の裁量判断について、統一的な扱いのためのなんらか基準が必要となってくると考えております。この点については、事前に地方団体から意見を聞いておりますが、非常にほとんどの団体から強く統一基準の設置の要望いただいているところでございます。

論点7につきましては、照会者の本人確認をするかしないかです。確認をしない場合には、非常に簡単に安否情報の提供をできてしまうのですが、そこで本人確認するということになると業務量が非常に大きくなる。これを個人情報保護の観点からするのかどうかということになります。仮にする場合に、窓口にきてもらった人と電話で、大半は電話が多いのですが、電話の場合にどうやってやるのか論点でございます。また、⑤としまして、家族の範囲、確認をどうやるのか。仮に家族というメルクマールを設ける場合、その確認をどうやるのか。戸籍によってやるというのも一つの考え方であり、その場合、本籍地に電話で問い合わせるか。4情報の場合、住民票の所在地に市役所から電話で問い合わせということで、一応実現の可能性につきましては、いろいろな市役所に問い合わせしておりますが、電算化されておりますので、それほど時間はかからないということと聞いております。

45ページ論点8でございますが、収集の場合に、警察、病院に提供をお願いするのですが、どこまで病院・警察が、法律上協力義務もなく、どこまでやってもらえるのかと。データを直接入力してもらえるのが一番でよいわけありますが、そこまで余裕がない場合どこまでやってもらえるのかと、1つ考えることでもあります。また、家族とかの同意をとることと仮にした場合、どこまで病院や警察にやってもらえるものなのかどうか、論点として浮上します。

最後に、論点9といたしまして、以上申し上げたように膨大な業務量ですので、マンパワ

一が不足するというのが地方からの多く意見がありまして、契約業者やボランティアをどこまで活用できるのか、一つの論点としてあります。個人情報ですので、原則的には公務員が扱うのが原則であります。一応、総務省個人情報保護室にも確認しておりますが、個人情報保護法上は、個人・法人に契約をし、守秘義務を謳って個人情報を扱いさせるということは、法律上クリアだろうと考えられております。実際問題、税情報やいろいろなセンシティブ情報のデータ処理についても委託業者をお願いしている多く地方公共団体でもあります。

以上が、主に検討しなくてはいけないと思われる論点でございます。46ページ以降は家族とか親族とか等の概念整理をしたものでございますので、後ほど参照いただければと思います。

最後に50、51、52に、仮に同意をとるとしたこととした場合の個人からの情報収集の様式のイメージであります。50ページを代表に説明いたしますと、避難所にいらっしゃる避難民の方々に、この様式を配って①～⑪の政令事項を書いていただくとともに、⑫⑬で家族に対して仮に出すならば、家族に対して出すことを求めないならばここに回答を求めないに〇をしていただき、回答を求められるなら、⑬の同意不同意に〇をつけてもらう、単なるイメージですが、こういう様式もかんがえられるという様式例でございます。51、52については、病院・警察の同じような様式をイメージとして付けさせていただいております。以上でございます。

廣井座長

というのが、論点であります。残る時間も、こういう論点を議論していただきたいと思いません。どこからでも結構です。

東方委員

NTTの東方でございます。まず、質問ですが、青木委員の方から先程、今回の安否情報システムについては、国民保護法の範囲に限るという話がありましたが、1年程前に消防庁から東海地震のように大きな災害が起こった場合にピッとボタンを押したら安否の情報収集ができるようにしたいのだとこのことで、171と連動させてほしいという話もありましたが主旨が異なっていたのでお断りした経緯がありました。今日ここに伺って当然そういうシステムができあがったあかつきには、国民保護法のテロとか武力攻撃だけではなく首都直下地震とか東海地震のようなものにも当然使えるのだろうと私は思って来ました。当然、国民のお金を使って構築するので、国民保護の範囲だけ使うのではなく、他のものにも使ってほしいと思います。それから論点の1点目のところで、私が考えていたのは、今回の安否情報システムは否の情報を収集することが主旨だろうと推察しています。廣井先生が検討されている集団の情報と個人の情報のすみ分けにあるように集団の情報は放送、また個人の情報は通信事業者とすみ分けはできていると思う。今年の8月30日から首都直下地震の補完としてNTTでweb171を開設しています。現状では、171、web171また携帯版の災害用伝言サービスがあったりし、入口はたくさんあって出口がたくさんある状況で住民が混乱し始めてきている。私どもの会社でもドコモのiモード災害用伝言板サービスがあったり、171、web171があり、NTTグループでも3つあるんですね。現在の171も更改時期になってきており、2022年まで3年から5年後までに、作り替えないといけない時期となっています。次期のシステムではテキストで入れたものは音声に、あるいは音声で入れたものはパソコン（テキスト）で見れるという風に、音声テキスト変換技術を入れて利便性を向上しよ

うと総務省システム技術課と連携し検討する予定としています。今回もそういう我々民間がやろうとしているものと今回の消防庁が作られるものとシチュエーションを住民が混乱しないものとしてほしいと考えています。

青木委員

まず、自然災害でも大きな場合にはこのシステム使えないかということですが、そもそも自然災害時に、たとえば、総務省消防庁が、〇〇町で被災された人たちの個人的な情報を把握すべきかどうかということもちょっとあるのですね。法律にどう見えるかと言うことがある。ただ、おっしゃるとおりせっかくシステムがあるならば、使えばいいのではないかという議論も当然ありうると思いますが、できますことならば、この場での議論としては、武力攻撃事態におけるに限ると言うことで限っていただいて、その上でそのシステムをどうするのか、別途、慎重な議論がいるのではないかと思います。法律上絶対だめだということではないとは思いますが、かなりきちっとした議論をしなければならないと考えております。それから民間の171等に関しての話でございますが、さきほど堀部先生のお話との関係でも出てくるのですが、この安否情報の仕組みを整備して、実際にどのくらいのタイミングで情報を収集できて、どのようなタイミングで整理ができて、お答えできるようになっているのかということに関して、これから詰めることだとは思いますが、正直なところまず警報の伝達をして、避難すべき人を避難誘導して、避難所まで持って行って、やっとならね、市町村の職員も一息つけるという状態だと思います。従って、事態が生じてから相当時間が経ってからのしか動かない仕組みだろうという風に思います。それから重複を排除する、A市の避難所からB市の病院に行き亡くなられたとか、地域と時間によって、いくつかをある個人の情報が2つも3つも出てくるのを排除するというのも大事な作業になるのですが、その排除するのも、自動的に常に排除するのも、たぶんそんなに簡単ではなくて、一日のあるタイミングを決めて、この段階で重複があったらそれを確認してそれが今の情報だと整理していく。例えば、そういうことを考えますと、常にどんな場合よりも、ある程度時間があつたら答えられるという状況になっている確率が高いと考えます。システムとしてはそうしたことを前提として考えていただきたいのですが。したがって民間の情報提供システムとの関係について申し上げれば、被災があつてすぐにでも自分の家族の安否を知りたいということに対しては、この仕組みではすぐには対応しにくいので、その場合には、むしろ171等が、むしろ有効だと感じている。それでも、どうしても判らない場合もあります。そのときに、最終、一番後ろの防波堤といいますか、外野をゴロで抜かれないように、行政として持っている、照会に対して答えられるというのが国民保護法上の安否システムではないのかな、というのが我々事務局が持っているイメージではないかなと考えます。そういったことも含めてご意見いただければと思います。失礼しました。

中川委員

どちらかというとな話なのかもしれませんが、避難所のことに関してお話しさせていただきたい。避難所の避難者台帳と、この今回の安否情報の部分は切り離した方が運用上いいのではないかと、いろいろな資料や論点から感じました。今回の論点の中には入っていないのですが、災害の状況を見ても、避難所の名簿は、コミュニティの方々の把握のためにも使われるのですが、その目的と今回の安否情報の目的はかなり違うのではないのでしょうか。それから、避難所台帳のデータは出入りに伴って更新されていくわけですね。今回の安否情

報に関しては更新の必要がどこまであるのか。事態が変化しないかぎり、一旦安全が確認された後、その後に個人的にどこどこに行きましたと、その後にどこに行ったかまでをフォローする必要があるのかという。私は無いのではないかと、この法律を見て思う。実際には避難所台帳としては情報は必要である。また、自主避難する人がたくさんいるが、その方をどこまで見るのか。避難所だけの情報にするのか。

国民保護法を考えたときに極力指定避難所に行くのだと思いますが、混乱の中で指定避難所以外に行かれる人をどうやって把握するのか。きっかけがあつて事後的に避難所に指定されることもあるのではないかと。避難者の台帳と切り離して、何らかの方法で集まった情報を別途、安否情報の形にした方が混乱が少ないのではと思いました。

廣井委員

避難所の情報は、法律には書かれているんだけどあまり重視しなくて良いということですか。

中川委員

避難所台帳はいろんな目的に使うために個人情報が集められるのですが、その中から国民保護法の安否情報として、別途に切り出す。つまり、集めた避難所台帳から先にファイアウォールがあつて、それを通して安否情報を出していくのがよいのではないかと。もし、国民保護法上の安否情報のために収集した情報の場合、今後のまちづくりを考えるために避難所に誰がいるのかなど、地域のコミュニティなどでの用途に使えなくなってしまう問題があるのではないのでしょうか。災害と必ずしもイコールではないかと思いますが、武力攻撃があつて避難所に集められ、しかも長期避難で避難所扱いの仮設住宅ができたなら、これから私たちのまちをどうやって再興するかを考えるために、仮設住宅にだれが入っているかを知ろうとしたとき、別目的で集めた情報は出せないという要援護者リストと同じようなこととなるのではないかと心配します。一旦集めたものは、避難所として集めて、そこから、公務員の方でも、契約を結んだボランティアの方でもいいと思うのですが、そこから、このシステムに入れて国民保護の安否情報が発生するかたちにしたほうが、避難所の運営等を考え、いろいろな支援対策等を考えるといいんじゃないかと私は考えます。分かります？いかがでしょうか？

事務局

あの～、避難民は、おっしゃるとおり自主避難の方もいらっしゃいますし、そういう情報を掴むことに越したことはないし、そうしないと100%にならないのですが、まあ、その、ここは優先順位があつて、我々の本来業務もありますので、重要な情報が、すなわち否情報からやっていって、余力があるなかで避難所の情報をやって、さらに余力があれば自主避難の人たちもやるかもしれないですけども、そこは、あの～業務との兼ね合いということもありますので、それで、配布する様式については、ご意見を参考に今後また精査して参りたいと思います。

南委員

あの、よろしいですか、尼崎市なんですけど、市町村が実際に住民の安否なんかを確認する役割を担っていますので、一言言わせて頂きたいのですが、安情報と否情報は同時ないと、

避難地域に誰が残っているか把握しにくい、それと、住民の方の避難動向、尼崎もそうなんですけど、ここに逃げなさいとかの指定はそんなにないんですよね、住民は分散して自主的にいろんな避難所に入る人が多い。例えば、今回の消防庁さんのシステムでは各地の避難所の情報が統一的にフィードバックできるんで、入力すればですね、まあ、安も否も、そこに入っていない人で要援護台帳などに載った人が、避難時にまだ地域の中に残っているのではないかということも確認できるようになるため、出来ましたら、同じレベルで安否という情報の入力を考えて頂きたい。確かに優先順位は、事例ごとにあると思う、今回のJRの事故でしたら、私どもでは否の情報ばかりでした。というのは、事故がもう起きてますから、起きて以降ですから。ところが、今から起きそうだから避難せよといった場合、やっぱり安と否があって、まあ特に否はまだない段階だとは思いますが、被害出てませんから、ただ、今回のシステムにおいては安と否、一緒に、並行してですね取り扱っていただけたらなと思っています。

藤原委員

いまのお二方のお話は、違うようでも全く同じ事だなと思って伺ったのですが、要するに、中川委員のおっしゃったことは、いろいろとコミュニティーなどについておっしゃいましたけれども、要するに集まった情報は目的拘束がかかるかもしれないので、別の目的ということ後々問題になるかなと言うことで切り取っておくということではないかと存じます。安否に関わる情報と言うことで括ってしまえば、尼崎市の方の意見と一緒にするのはないかとおもいます。

廣井座長

ということで、ほかにご意見ありますか。

確かに災害の場合には、半分くらいしか指定避難所に行かないんですよね。あとは知人の家とか武力攻撃事態になりますと市町村が避難誘導するわけですから、かなり公共的な場所への避難が増えるであろう。避難所に避難する人の情報は相当荒い情報だと思いますし、ようするに避難所の場合は安否が確認されてしまえば、もう後は個人単位でそれぞれ動いてもらうと。福祉避難所の場合は少しむずかしいかもしれませんが。あと病院警察の場合はいろいろ行方がしれなくなった家族に対して、問い合わせが県、市役所、国にいくか三つのうちどこかに行くということになってますね。ボランティア等々の問題と切り離して考えても良いかなと。ほかにありますでしょうか

角南委員

一つ確認したいのですが、以前の例としてスマトラ、JR尼崎、人数がある程度限られている中での事例がでているんですけど、私の考えの中では武力攻撃事態といえ、大規模、何千何万という規模を想定して議論するものと考えているのですが、それでよろしいでしょうか。その確認だけお願いします。

青木委員

大規模な場合が多いであろうと思いますが、そうでなくとも、例えば、ミサイルが一発着弾したということで、とりあえず近くに避難しようという、それもたまたま人が余りいない場所で場合であっても、そうした事態として認定する場合もあり得る。したがって避難しなけ

ればいけないパイがものすごく多い場合だけではない。

角南委員

議論の中では大きく構えておいた方がよいということですか

青木委員

それはおっしゃるとおりです。大規模な場合を考えて頂いた方がよい。

廣井座長

武力攻撃の想定している具体的なケースはどういうものか。

青木委員

国会審議の過程で政府が答弁した内容ですが、一つはミサイルが落ちてきた場合、もう一つは、武装工作員、ゲリラ・コマンドゥーによるゲリラ的な攻撃、そしてもう一つは着上陸侵攻、これはノルマンディー上陸作戦のようなもので、それから航空機による爆撃、後者の二つは本格的な戦争で何万ではたりない避難になると思います。

前者の2つ場合は、場所によっては多くの人数が避難することになるが、場所によってはもしかしたらあまり多くないこともあり得る。

角南委員

要するに、前提として大規模という想定で議論を進めていっていいということによいのですね。

青木委員

それをお願いします。

それから、安否の対象となる人のことなんですけど、法律上参考の2に書いてありますように避難をした人、避難住民と、それから否の方の情報、亡くなった人や負傷した人の情報なんです。したがって、避難しなかった人が安全だというのはとりあえず含まれてない。先ほど事務局がいったように避難にも自主的な避難等多少微妙な例がありますが。

廣井座長

はい、いかがでしょうか。

飯田委員

法律の関係で、基本的な話で恐縮なのですが、個人情報保護法23条で生命財産の保護があるわけで、個人情報保護法は民間。行政機関が個人情報を集めるときは行政機関個人情報保護法になるわけでは23条のような規定はない。行政機関個人情報保護法に23条のような生命財産の様な規定がないし、報道機関に情報を提供するという文言もない。だから問題になるのか。もし、行政機関個人情報保護法に23条のような規定がもしあれば、情報の開示は本人の同意は問題にならないのではないかなど。尼崎の時のようなかなり大きな災害において、とてもそんなことをやってられる状況にないじゃないかと思ひまして、法律の理解が私いま一つなので。

事務局

そこにつきましては、法律の条文に規定されておりませんので、おっしゃるとおりなのですが、法律上の条文では、個人情報の保護に十分留意という文言だけあって、それを解釈でどのように考えるかということになります。おそらく民間事業者に対する個人情報保護法の23条と同様の考え方をそこに盛り込まれているのではないかと解釈もあり得るのではないかと考えておまして、ただしその23条の運用につきましては、厚労省のガイドラインにつきましても、全て出すということではなくて、身元不明者で家族と連絡が取れなくて、一般的に公表することによって家族に連絡が取れると言う場合には、生命財産の保護という要件に該当するというふうな基準を設けられていると、そこら辺で、どのような場合に公益上の必要性という一般的な要件に合致してくるのかということ等を議論する必要があるのかなということ、法律上は規定されておりませんが同じような考え方が、え～個人情報の保護に十分留意という文言の中に読み込まれるのかなと考えているところであります。

南委員

ちょっとよろしいですか？ちょっと論点がですね、マスメディアにどう情報公開するかが議論の中心になっているような気がしてしまっていてね、ここに出して頂いた論点を事前に拝見したんですが、情報収集段階で定義しなければならないことが非常に多いです。そこで公開というのも大事ですが、先程も申し上げましたが、尼崎市ではホームページに公開しました。これはマスメディアにも流したんです。結果的に報道には使われませんでしたけども、限定情報として公開をした、まあそういうこともやったんですけれども、重要なことは収集段階とかにおいて、まあ、廣井座長がおっしゃったように、情報の収集がそんな短時間で行けるのか、また、誰に答えるのか、まあ、非常に論点が多すぎるので、広範な感じで検討会の論点を進めて行けたらなとおもいますので、よろしくお願ひします。

廣井座長

他にありますか。

中川委員

先ほど収集の仕方の、まさに情報の入り口のところで切り分けるというような基本的なところを申し上げたつもりです。ここでは、先ほど申し上げなかった少し細かいところでこんなやり方かどうかと言うところを。この書式に例えば171など民間の情報に登録しているかないかという例が別の自治体の書式にありましたよね。ああいうものを入れて、うまく個人の安の情報は個人でやるという形を促すというのを国の書式でもやったほうがいいんじゃないかなと思います。逆にここにするのか、それとも避難所台帳ベースにしてあってこれとは切り離してやるのがいいのかもありますが。

それから先ほど自力避難の方なかなか把握するのは難しいと言う話ありましたがこれは実は災害の方でも課題なのですが、国民保護でせつかくこういうことを考えられるのであれば、先ほど一番後ろの防波堤ということおっしゃいましたが、例えば、インターチェンジであるとか、ターミナルの駅であるとか、道の駅であるとか、コンビニエンスストアであるとか、そういうところに寄った時に、何らかの形で民間の安否情報の登録を促すとか、避難をしたよと言うことを地元の自治体に対して知らせる何かの書類とか転居はがきのようなものとか

を用意をしておいたらどうでしょうか。できればそれが地元自治体に届いて、それを自治体が判断して安否情報に入れると言うことになってくるのかと思うんですけど。そのあと自治体からのお知らせが届けたりも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。実際に災害時に緊急避難された方が遠隔地に行ってしまうと行き先がわからないと言うことがありまして、地方公共団体としても困ると言うことがありますから、おそらく武力攻撃などのときも同じようなことが想定される。できればそういう人が多くよるところに、何らかの書類をと思っておりましたがなかなか自然災害ではそういうことをやれるスキームがなかったのですが、自然災害でもできないかなと、先ほどの東方委員の考えと同じ考えでありまして、それはある意味で、自己登録になりますから最初から情報登録や公開はOKという話になると思います。

東方委員

東方でございますが、安否の安のところを行政からすると本当はすべて把握したいんだと言うお話がありました。安否情報の安を情報収集するため、避難所などに避難しない方つまり自宅にいる方の安を入力していただくかということ是非常に難しく、私どもの171の認知率も4年前の呉の地震の時は6%、平成15年度の宮城県沖の地震の時は7%、また宮城県北部地震の時は9%で、地震が頻繁に発生していない地域での認知率はさらに低いと考えてます。新潟県中越地震の際、新潟県からの171の録音率は14%で、廣井先生の研究グループの結果によると中越地区からの録音率は2%と聞いております。「私は〇〇小学校で無事よ」という録音が安否情報となる訳で、「無事だったら連絡ください」という情報は安易情報とはならず171が効率的に使われていないこととなります。避難所に来られた方、病院に警察に来られた方の安の情報や否の情報は比較的入手し易いと思うが、自宅に避難している方など、自己解決して避難している方の安の情報は非常に啓発活動を要し地道にボトムアップしていかないと難しいかなと思う。私も機会あるたびに被災者自らが情報発信するべきと訴えておりますので、ここで議論すべきことでは無いかもしれませんが、又是非ご検討頂ければと思います。

廣井座長

まだ他にもいろいろ問題点があると思うんですけど、まず安否情報回答の対象者、誰々さんの安否はどうかと問い合わせるのは家族と調整しておりますよね、一応。このあたりについてはどうでしょうか。まあ家族といっても範囲は相当広いんですが。例えば友人知人で仲のよい人が行方不明になって4、5日経つとといったときに市町村や都道府県に問い合わせをしても安否を答えてもらえないと言うことになりまして、何万人というシュチュエーションの場合は大変公益性がある。マスコミが死者の性別、年齢等々を問い合わせても答えてくれるか、これは家族としているので答えられないと、この辺がかなり議論の核心になると思うんですけどどうでしょうか。NHKの小島さんいかがですか

小嶋委員

NHKの安否情報は自分でいってくださいという風にしかやってないですから、この辺の議論をするとそれをどういう根拠にしていけるのか。もう一つ最初の前提である武力攻撃の事態について、災害は地震の場合は一度来ると余震はありますけど終わるんですよ。武力焦げ機の場合は乱暴に言うとは始まるんですよ。終わるものと始まるものと同じルールが適用でき

るのか違うんじゃないかなと。まあそれを参考にするしか経験してないので仕方ないわけですが、そのあたりを今度基準なりガイドラインなりを決めるに際してどちらに開く方向に取っていくのかは難しいことだなと思っているんですが。同じじゃないと思うからどうしてもそう思えて。

廣井座長

災害とは違うと。

小嶋委員

災害の場合はバンと来ますよ。それで一生懸命やりましょうと。武力攻撃の場合はなりませんか。身動きとれないんじゃないですか。そういうなかで先ほどの外野を抜かれてはいけないという話ありましたが、ほんとなのかなと。失礼ながら思うんですけどね。そういう事態にはまあ別にあるからそこまでは想定できないからこのなかでつぶやくと議論が乱暴になるから見えてる範囲を限定的に考えてということだと思いますけどね。NHKの経験から申しますと、個人の情報でありまして、放送の使命として団体情報をもっとやるべきだと思いますなぜできないかといいますかと言いますと情報が集まらないからです。自分たちで電話をかけてきた人をやりましょうというのはそれしかやりようがないからです。やってみるとわかりますがとてもじゃないがわからないことを教えるわけにはいけないわけで。なぜ私どもが始めたかと言いますと、NTTも同じかとは思いますが、せめて、公益的にお役に立つためにはと、いま一生懸命やっておりますがここまでしかできないと。もう一つ否の方については電話で信用するわけにはいけないので当局の確認という形で報道で扱っております。安情報は安情報をお伝えしますと言ってやるしかない。やっている経験からすれば大変難しいものなんですよと。情報を集めることが。NHK役に立ってないんじゃないと言われますがあれだけ広くやってみても集まらないんです。

藤原委員

議論の整理のために一点事務局に確認したいのですが、特別法であるとか除外ではなくて付帯事由にあたるというお話でありますけれども、このスキームというのは一般の特別法と書いてあるかどうかは条文を持ってないんでわからないんですけど、国民保護法の枠内で95条に個人情報保護法には配慮する規定があると、その枠内で議論するもので、その枠内で議論する時に参考となるために基本法例えば個人情報保護法、行政機関法があつて、その基準を持ってきて、ただし枠内は国民保護法95条の枠内で議論すると。だから、先ほどから23条と仰いましたけど、行政機関（個人情報保護）法8条2項4号に明らかに本人の利益になる場合には・提供できるという条文がありまして家族に災害時の安否情報の提供についてはこれで抜けるんですけど、そういうものを見ながら、緊急事態であるからこれは確認や同意は無理だなということで見ると、逆に緊急事態であるからこそやらなければならないことがあるよねと、ものさしとして他の法律があつてこれの枠内で考えると。

事務局

おっしゃるとおりでございます。

藤原委員

その場合に、第一段階であれば基礎的自治体である尼崎のような市レベルで集めて頂くさいに、その場合には条例なら条例の規定振りがあって参考になりますよねという、そういう話でよろしいんですよね？

青木委員

そのとおりです。

藤原委員

そうすると答えが書いてないので、答えを見るためには、親法の方の有益性、公益性ですね、こういう事態の時に公益とどこまでのばらなきや行けないか、ここはもう仕方ないから割り切りがあっても構わないっていうことですよ。

事務局

おっしゃるとおりです。

角南委員

論点3の回答の対象者ということで、これについては論点2の本人同意を基準とするかということと密接に関わってくるのではないかと思います。回答の対象者は論点3の中には家族、家族の範囲はどこまでということ、それ以外にはするのかもしれないかというお話しでしたが、大規模となるということであれば、当初段階にその確認作業というのは時間がかかるのは間違いありません。ですから、その後はどうするかということではなくて、当初段階に公益性をどう考えるか、そこを論議する方が早道なのではないかと考えます。

宮地委員

今の議論の前提としてですね、その提供の対象者をどの範囲にするかのようにするか、法令的に言いますと、国民保護法施行令26条2項の「不当な目的に使用されるおそれがあると認められるとき」の要件をどう解釈するかだと思っておりますが、おそらく私の個人的な理解では、2項というのが個人情報保護に配慮するという95条の規定を受けて具体的なメルクマールを設定したのがこれになってきて、これで対象者の範囲と目的などを考えていく規定の拠り所がこれしかないような気がしています。他に拠り所となる考え方があるのか確認したいのですが。

青木委員

現在の国民保護の枠組みの中では、基本的には宮地委員の言われるとおりなのですが、参考資料の3なのですが、この国民保護法施行令26条2項の線を引いてあるところの表現が、住民基本台帳法の第11条第3項とほとんど類似した表現になっていてですね、法律がどうっていうふうになっていない訳だから、かなり想定した議論になるのですが、しかし、もし、この11条の3項が変更されるという方向であるならば、場合によっては26条2項の規定も何らかの改正をしなければならないかもしれないなということも気持ちの上で持っていて、実務上、適切な運用の仕方はどうあるべきかということまで考えておく必要があるのではないかとこのように思っておりますが、問題はその見通しを私が申し上げる立場ではございませんが、ということでございます。

堀部委員

今の話ですが、総務省としては来年の通常国会に改正法案を出すということになっていますので、施行令と連動させれば規定も変えざるを得ない、その辺をどうするのか、住民基本台帳法の目的と国民保護法制の目的が違うから別のものとして考えるか、法律論もやっておかなければならないと思います。そういうことで、住民基本台帳法を変えることは大臣もそのように言っておりますから、変わると思います。

青木委員

法的な整理は宮地委員の言われたとおりで、その前提は藤原委員の言われたとおりなんです。藤原委員の言われた、あの、そうは言っても他にある制度の物差しがあるよねっつとと言う物差しが多少、住民基本台帳法の一つの物差しで変化する可能性がある時に、国民保護法の枠内でやる議論ではあるけれども、あるべき対処のあり方としての相場観と言うのが実務上どの辺なんだろうかと言うことを我々悩みつつ、こういう検討会でご意見を頂いていると言うことでございます。

廣井座長

この施行令は、変える可能性がある？

青木委員

(国民保護法の) 所管省庁は、内閣官房ではありますけれども、条文を見る限りは、変える可能性はある。

廣井座長

わかりました。他に意見ありますでしょうか。

中山委員

兵庫県の中山でございます。医療を担当してはいますけれども、勉強不足で論点で上がっていないのであえて失礼ながらお聞きするのですが、今回この法律の中で、あの、総務省さんが率先して責任を果たされるということは、非常に心強いですし、それは決まっていることだとは思いますが、先程東方委員からもでていましたが、何にこれが使うのか、使えるのかという事を考えていった場合に、どうしても各行政にですね、そこには例えば医療から言うと当然保健所とか県の福祉事務所も入ってきますし、厚労省の病院も含めてというところで、大いに巻き込んで頂く必要があると、縦割り行政の中でこれだけのシステムを作ったときに、もし消防庁だけのものになってしまったら、それはもう全く間違えであると思うので、この資料8の安否情報システムの構成を見たときに、消防庁に唯一のサーバーを置くにあえて書かれてあると思うのですが、あれは消防庁のシステムだよとなっちゃうともったいないと思うので、ぜひ関係機関を如何に巻き込むかと言ったところをこの委員会から発信していく事が必要でありまして、特に、何故かという、もう忙しいわけですね、医療も消防も、特に市町村消防はこのときはてんてこまいで、はたしてこういった業務が消防庁に上がってくるか分かりませんが、現実、医療機関にはいろんな方々から質問が来る、そこに情報を上げていった場合に、それは上に聞いて下さい、このシステムを使ったら私たちは

答えなくていいですよと言ったような情報の流れにするのかといったあたりも整理が必要かなって感じています。

廣井座長

これは中央省庁の情報の共有化の話ですよ、そういう中に組み込む可能性はあるのですか。厚労省にも同じ情報を与えるということになると思うのですが。

事務局

ご指摘も踏まえて、いろいろ調べまして検討して参りたいと思います。

廣井座長

ちょっと心配なのが、武力攻撃事態のという時に、当然敵が狙ってくるのは中枢管理機能ですよ。市役所とか都道府県庁とかそういうところが攻撃されると情報収集ができなくなってしまおうというような危険があるが、その辺はどうですか。

事務局

システムはいろいろなスキームが可能でして、消防庁のサーバーも代替施設をどこかに置いておくこともできます。また、回答者を被災地だけの自治体だけでなく、違う近隣県とか、北海道とか、沖縄とかにコールセンターを設けて回答することも情報が共有できる以上できちゃうと。そうすると、災害時最も大きな課題である電話の輻輳自体も避けることができる事もあり得ると。ただ、どこまでやるかという議論もありますけれども。

廣井座長

時間も過ぎてしまったのですが、内閣官房さん、何か総括として資料16、論点についてご意見はありますか？

宮地委員

いろいろな論点がありますが、法的な整理とそれをいかにして活用していくかという整理と領域ごとにいろいろ整理が必要なことがあるのだなと思っているところです。

廣井座長

それでは、オブザーバーとして来て頂いている内閣府さんご意見はありませんか？

(内閣府)

私どもは、まさに災害のときのものでありますから、どのように活用するのかなと、システムの話聞いてから検討するのかなと思います。NHKの小嶋さんがおっしゃったように災害の場合はまず起こってですね、まあ余震はありますけれども、その場に留まって、市町村がまず確認するという体制ができあがります。ただ、この武力攻撃の場合は、かなり大幅に、場合によると県を越えての移動とかがあるということで、おそらく災対法の時の議論は、余り関係なかったのですが、武力攻撃の場合かなり広範囲で住民が動くので、こういうシステムが必要になる。ただし、災害の場合は、通常の場合は、その市町村内で情報が完結するということなので、どう災害の時に活用するのがいいのかなというのがよく分からないな、というのが問題意識でございます。どちらにしても、できたものをどのように活用するかについては、

皆さんから御意見を頂いたように、私どもとしても関心を持っているところです。

廣井座長

ありがとうございました。赤十字さんどうですか？

(日本赤十字)

赤十字は戦争時の安否調査というのを伝統的にやっておりますが、それに付随して最近ではスマトラの津波やアメリカのハリケーンカトリーナでも安否情報を収集し、WEBサイトで立ち上げて、一日当たり124万件ものアクセスがあり、国際的に外国人安否について調査している。武力攻撃事態等における安否情報については、国・地方自治体のどの窓口から情報が提供されるのかまだ決まっていないというのが現状だと思います。昨今のIT化や携帯メールが進んでいるなかで今後のポテンシャルとか運用面での可能性についても現実的に関心のある分野でもある。民間の業者もいくつか既にこういう分野に入っているところもあり、特にITをどう活用するかという点と、外国人安否情報はこの議論では、あくまで邦人を想定しているが、阪神のときには外国人の安否照会が世界各国から1800もあり、テロ・大きな災害になると世界の関心があり、あるいは600万の外国人旅行者があることや200万人の外国人が住んでいることが現実ですので、我々も安否という観点から今後の議論の流れを拝見したいと思っていますところです。

廣井座長

外国人の被災者、避難者、死者、怪我人は赤十字に連絡するのですか？

事務局

はい。法律に書いてあります。同じ情報を持って回答します。

五十嵐委員

警察庁でございますけれども、警察は捜査とかいろいろな警察活動の中で安否情報を入手する立場にありますので、地方公共団体の長が行う情報の収集に協力を行うこととしております。その点につきましては、先般、うちのグループで策定致しました国家公安委員会・警察庁国民保護計画の中で書いてあります。

廣井座長

今日はいろいろな方からご意見を頂きましたが、これじゃ2回じゃ終わりそうもないかな。今日の議論を踏まえて、論点のことについて整理していきたいと思います。先ほど堀部委員からネットワークの話で、住基ネットなど既存のネットワークとどのように関わるのかの具体的な運用も少し考えて頂けたらなあと思います。それから、事務局にこの次の検討会までにこういうことを調べてくれとか、検討してくれという論点がございましたら

堀部委員

外国でいろいろな経験がある訳ですけど、そこではどのような安否情報の扱い方をしているのか、先進例があるのか調べていただきたいのですが。

東方委員

自衛隊の方と話していると、ミサイル、着上陸、テロそれからゲリラといった攻撃の中で、「ゲリラってというのはどこから来るか分からないから避難じゃなくてまずその場に留まるが原則」だと聞いていて、何十万人も避難するなんて物理的に無理だろうと思う。だから、今回のシステムは避難所に来たときに確認・入力させるということを実原則として検討されているが、現実的なシチュエーションを考慮しシステムを構築する必要性を感じる。小嶋センター長がおっしゃったように実際に本当にゲリラの時にゾロゾロみんなで歩いていくのかなという感じがしています。実際のシチュエーションと今回のシステムの関係みたいなものを少し詰めておいた方がいいんじゃないのかなという感じがします。

青木委員

実際に屋内に屋内避難に留まるパターンですね。その場合に、安否情報を確認すべき対象の避難住民の避難住民に当たるかどうかも含めて、もう一回詰めて進めていくようにします。

東方委員

そうすると、自宅にいるとき、その場に留まるときの安否情報をどうやるか変わって来ると思うんですね。

青木委員

その問題もあります。ただ、法文上の解釈は、宮地参事官おられますが、国が避難措置の指示、都道府県が避難の指示を出す。その対象者は、避難住民と考えるべきなのではないかと感じはしているんですけどもそこも含めて、安否情報の収集対象者たる避難住民は、どう考えるべきかということをもう少し詰めてご報告できるようにしたいと思います。

廣井座長

都道府県知事が避難の経路とか避難場所とかを指示して、市町村長が具体的に誘導するということですね。

青木委員

はい、都道府県が用意する交通機関の発着場所まで市町村が消防等を指揮して市町村長が誘導する責任を負っているということです。

廣井座長

その都道府県の保護計画が、今年度中に都道府県が決めると、来年度中に市町村の保護計画が決まるということで、そうすると具体的な避難が出てくるということですね。

廣井座長

では、第1回の検討会を終了します。